

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について 旭川市立日章小学校

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の中の SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、法等に基づき、直ちに警察に相談・通報を行い、連携して対応します。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は、①と②について、いじめを受けた児童生徒とその保護者に確認した上で、学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

日章小学校
いじめ防止基本方針
(概要)
全文は学校HPを
御覧ください。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。本校では、これまでも「いじめ防止対策組織」を中心に、教職員が一丸となって、「いじめは人として決して許されない行為」であること、また「いじめはどの学校でも、どの児童でも起こりうること」という認識のもと、いじめられている児童がいた場合には最後まで守り抜き、いじめを行なっている児童にはいかなる理由であってもその行為を許さず毅然と指導するとともに、その背景にも目を向け、その防止と対処に努めます。

日章小学校
いじめ対策組織
の役割や活動

「いじめ防止対策委員会」は、校長、教頭、いじめ防止推進リーダー（生徒指導部長）、特別支援担当教諭、養護教諭と、必要に応じてその他の委員（該当学年担任など）で構成し、月に1回以上委員会を開催し、いじめの早期発見に努めます。

○「いじめ防止対策組織」の主な役割

- ①いじめの相談・通報を受け付ける窓口
- ②関係児童に対する聴取り調査等による事実関係の把握といじめの認知の判断
- ③いじめを受けた児童の支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランの策定と実行（保護者との連携） など

※詳細につきましては「いじめ防止基本方針」をご覧ください。（HP掲載）

本校の
いじめ防止
プログラムの活動

いじめ実態調査（児童アンケート）を年3回行います。さらには、月に1度、児童との面談方式による教育相談を実施します。また、「ストレスチェック（4年生以上）」や教職員による「いじめ発見・見守りチェックリスト」の活用等により、「いじめ見逃しゼロ」を目標に取り組みます。

「日章小いじめ防止基本方針【児童版】」の学習（全学年）や「生命（いのち）の安全教育」の授業（1、3、5学年）、「SNSのコミュニケーションについて考える授業（2、4、6学年）」、「旭川市いじめ防止対策推進条例に関する学習（5、6学年）」「CAPあさひかわ」人権教育プログラム（3学年）、情報モラル教育（全学年）をとおして、いじめに対する正しい理解といじめが起きたときの対処の仕方、いじめを生まないための行動等について学習します。

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任のほか、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「学校いじめ対策組織」を設置していますので、気軽に相談願います。令和8年度の日章小学校のいじめ対策組織担当は、細山です。

連絡先 0166-22-8301（学校代表電話）

相談窓口が設置されています

相談窓口	電話番号	相談時間等
旭川市子どもSOS電話相談 (こども・女性・若者未来部 こども安心課)	0120-126-744	月～金 8:45～17:15
北海道子ども相談支援センター(電話)	0120-3882-56	毎日 24 時間
		sodan-center@hokkaido-c.ed.jp
旭川地方法務局(子どもの人権110番)	0120-007-110	月～金 8:30～17:15
北海道警察本部(少年相談110番)	0120-677-110	月～金 8:45～17:30

旭川市教育委員会のHPで「旭川市いじめ防止対策推進条例」や「旭川市いじめ防止基本方針」を確認できます。

旭川市教育委員会
ホームページ

